

医療従事者研修環境整備事業

1 事業目的

県内の各医療圏域での研修開催にかかる経費を支援することで、医療従事者（潜在看護職員等、今後医療従事者として勤務する意思のある者も含む。）の研修機会を確保し、もって医療技術及び提供医療の向上を図る。

2 事業内容

二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施する場合の経費を県が補助する。

(1) 事業主体

県内に所在する病院（各二次医療圏域あたり1病院程度を補助対象とする。）

(2) 運営基準

（1）に掲げる事業主体（事業実施病院）が、二次医療圏域ごとに圏域内の医療従事者を対象とした医療技術及び提供医療の向上に資する研修を実施するものとする。

（事業実施病院に勤務する者のみを対象とした研修は、本事業の補助対象としない。）

(3) 留意事項

①事業実施病院は、各二次医療圏域あたり1病院程度とするが、圏域の地理的条件、研修内容等を勘案し、複数の病院での実施を認める場合もある。

②事業実施病院は、圏域内の医療従事者の研修ニーズを把握し、研修内容を企画・調整するよう努めるものとする。なお、他圏域からの研修参加（受入）は制限するものではない。

③本事業の対象となる研修の例は次のようなものが考えられる。

- ・潜在看護職員等の復職支援研修
- ・医療ヒューレーター研修に携わる指導者養成
- ・ヒューレーターを用いた医療従事者向け研修会
- ・症例検討会
- ・他機関（消防機関等）と連携した研修
- ・医師、看護職員等の実習受入に携わる指導者養成 等